

療育手帳

区 分	支給額
A 判定	6,000 円
B 判定	1,500 円
C 判定	1,000 円

精神障害者保健福祉手帳

区 分	支給額
1 級	2,500 円
2 級	2,000 円
3 級	1,000 円

身体障害者手帳

区 分	支給額
1 級	6,000 円
2 級	5,000 円
3 級	4,000 円
4 級	1,200 円
5 級	1,000 円
6 級	800 円

【支給額】(月額)

7・11・3月の25日(原則)

【支給月日】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【対象】

田原市障害者手当

▼福祉課(田原福祉センター内)
23 局 3 5 1 2 FAX 23 局 3 5 4 5

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

手当制度

障害者(児)のための



愛知県在宅重度障害者手当

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ・1～2級の身体障害者手帳所持者
- ・A判定(IQ35以下)の療育手帳所持者
- ・3級の身体障害者手帳とB判定(IQ50以下)の療育手帳所持者

施設入所者は対象外となります。

【支給月日】

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区 分	支給額
1 種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者
2 種	第1種以外の該当者

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

障害児福祉手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- ・障害を支給理由とした年金を受けていない方



・施設に入所していない方

【支給月日】

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区 分	支給額
A 種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者
B 種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者
C 種	精神障害、血液疾患を有する方

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別障害者手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】

5・8・11・2月の10日(原則)

特別児童扶養手当

【対象】

重度または中度の心身障害児(20歳未満)を監護・養育している方

【支給月日】

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
重度	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者
中度	3級および4級の身障手帳所持者(一部)、またはB判定の療育手帳所持者

所得により支給制限があります

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

【支給額】(月額)

区 分	支給額
A 種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者
B 種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者
C 種	精神障害、血液疾患を有する方

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。